

奈良県告示第四百八十八号

奈良県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成十三年十月奈良県告示第三百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第一条中「奈良県土木部住宅課」を「奈良県土木部まちづくり推進局住宅課」に改める。